

長野県と日本生命保険相互会社との包括的連携協定書

長野県（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、県民が安心して健康で暮らすことができる社会の構築に資する為、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の緊密な相互連携と協働に関する基本的な事項について定める。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康長寿の地域づくりに関すること
- （2）結婚、出産、子育てへの支援に関すること
- （3）いきいきと安心して暮らせる社会づくりに関すること
- （4）県民生活の安全確保に関すること
- （5）産業の振興に関すること
- （6）長野県の森林づくりに関すること
- （7）教育・文化・スポーツの振興に関すること
- （8）その他両者が合意した事項

2 前項の事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、具体的な連携内容、推進方法及び役割等について随時協議を行うものとする。

（協定の継続及び見直し等）

第3条 本協定は、甲又は乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとする。

2 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 8 日

甲 長野市大字南長野字幅下 692 の 2
長野県知事

乙 大阪市中央区今橋 3 丁目 5 番 1 2 号
日本生命保険相互会社
代表取締役 副社長執行役員